

## 横浜市タクシー事業者燃料費高騰対応支援金交付要綱

制定 令和4年8月22日都交第326号（副市長決裁）

最近改正 令和4年9月16日

### （趣旨）

第1条 この要綱は、原油価格高騰などにより厳しい状況が続くタクシー事業者に対して、市民の移動手段を維持・確保する観点から、予算の範囲内において横浜市タクシー事業者燃料費高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

2 支援金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号（以下「規則」という。））に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、タクシー事業者とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営む者をいう。

### （交付対象事業者）

第3条 支援金の交付対象事業者は、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

- (1) 横浜市内に営業所（個人事業主にあつては住所）を有し、横浜市内を営業区域としているタクシー事業者（ハイヤー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項に規定するものをいう。）のみで営業する者は除く。）であること。
- (2) 令和4年9月20日（基準日）時点において、事業を廃止し、又は休止しておらず、引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

### （支援金の額）

第4条 支援金の額は、令和4年9月20日（基準日）時点における次に掲げる事業者の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 法人タクシー事業者 横浜市内の営業所で保有するタクシー車両数（令和4年4月1日から令和4年9月20日までの期間の中で休車等していた車両数を除く。）に24,000円を乗じて得た額
- (2) 個人タクシー事業者 24,000円

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、横浜市タクシー事業者燃料費高騰対応支援金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に別表1に定める添付資料を添えて、令和4年10月21日まで(郵送の場合は当日消印有効)に市長に提出しなければならない。

- 2 本申請に不備があり、又は必要な書類が提出されなかった場合で、申請者に対し必要な補正を求めたにもかかわらず、必要な補正が行われなかった場合は、交付申請の取下げがあったものとみなす。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、横浜市タクシー事業者燃料費高騰対応支援金交付決定及び額の確定通知書(第2号様式)をもって、当該申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、申請者が交付対象事業者に該当しないと疑われる場合又は虚偽若しくは不正な手段による申請が疑われる場合は、関係書類の提出の指示、事情聴取又は調査を行うことができる。既に支援金の交付の決定をした場合も、同様とする。
- 3 市長は、第1項の規定により審査した結果、支援金を交付しないことを決定したときは、当該申請者に、横浜市タクシー事業者燃料費高騰対応支援金不交付決定通知書(第3号様式)をもって、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(支援金の交付の請求)

第7条 支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、横浜市タクシー事業者燃料費高騰対応支援金交付請求書(第4号様式)に別表2に定める添付資料を添えて、令和4年11月30日まで(必着)に支援金の交付の請求を行わなければならない。

- 2 交付決定を行った後に、請求の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、必要な補正を求めたにもかかわらず、当該状態が一定期間継続した場合であって、これが請求者の責めに帰すべき事由によるときは、請求の取下げがあったものとみなす。

(支援金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部の取消し(以下「交付決定の取消し等」という。)を行うことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 暴力団(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号(以下「暴力団条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (3) 暴力団員(暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)
- (4) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がある者。

- (5) 横浜市タクシー事業者燃料費高騰対応支援金交付申請書兼報告書に虚偽の記載をしたとき。
- (6) 支援金交付決定の条件に違反したとき。

(支援金の返還)

第9条 交付決定者は、前条の規定による交付決定の取消し等に係る部分について、既に支援金の交付を受けているときは、支援金を市長に返還しなければならない。

(状況の報告)

第10条 市長は、支援金に係る事業の実施状況の報告を求めることができる。

(支援金の経理等)

第11条 支援金の交付を受けた者は、支援金に係る経理について帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び規則第26条の規定による支援金に係る経理の証拠書類は、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておくものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

附 則（令和4年9月16日 都交第509号、副市長決裁）

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

別表1 添付書類

添付書類	<p>(1) 法人タクシー事業者</p> <p>ア 誓約兼同意書（第5号様式）</p> <p>イ 基準日時点における在籍車両に係る自動車検査証（写し）  <u>（令和4年4月1日から令和4年9月20日の期間の中で、          休車等していた車両（注）を除く。）</u></p> <p>ウ 役員等氏名一覧表（第6号様式）</p> <p>エ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 個人タクシー事業者</p> <p>ア 誓約兼同意書（第5号様式）</p> <p>イ 基準日時点における自動車検査証（写し）</p> <p>ウ 運転免許証（写し）</p> <p>エ 許可番号が確認できる書類（写し）</p> <p>オ その他市長が必要と認める書類</p>
------	---

(注) 令和4年4月1日から令和4年9月20日の期間の中で、「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成23年5月19日付け国土交通省自動車局長通知）により減車していた車両、又は、「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」（令和2年3月31日付け国土交通省自動車局旅客課長事務連絡）により休車していた車両をいう。

別表2 添付書類

添付書類	<p>法人タクシー事業者・個人タクシー事業者共通</p> <p>ア 横浜市タクシー事業者燃料費高騰対応支援金交付決定及び額の確定通知書（写し）</p> <p>イ 通帳（写し）</p> <p>※表紙裏など口座内容がわかるもの</p>
------	---